7 通所リハビリテーション費

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数が減少が一定以上生じている場合	注 理学療法士等体制強化加算	注 7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合	注 リハビリテーション提供体制加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算(Ⅰ)	注 入浴介助加算(Ⅱ)	注 リハビリテーションマネジメント加算(A)	注 リハビリテーションマネジメント加算(B)	注 短期集中個別リハビリテーション実施加算	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	注 生活行為向上リハビリテーション実施加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	注 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	注 口腔機能向上加算(Ⅰ)	注 口腔機能向上加算(Ⅱ)	注 重度療養管理加算	注 中重度者ケア体制加算	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 通常規模の事業所の場合	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (366単位)				1日につき＋30単位																								
			要介護2 (395単位)																												
			要介護3 (426単位)																												
			要介護4 (455単位)																												
			要介護5 (487単位)																												
		(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (380単位)																							1日につき＋100単位					
			要介護2 (436単位)																												
			要介護3 (494単位)																												
			要介護4 (551単位)																												
			要介護5 (608単位)																												
		(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (483単位)						3時間以上4時間未満の場合 ＋12単位																						
			要介護2 (561単位)																												
			要介護3 (638単位)																												
			要介護4 (738単位)																												
			要介護5 (836単位)																												
		(4) 4時間以上5時間未満	要介護1 (549単位)						4時間以上5時間未満の場合 ＋16単位																						
			要介護2 (637単位)																												
			要介護3 (725単位)																												
			要介護4 (838単位)																												
			要介護5 (950単位)																												
		(5) 5時間以上6時間未満	要介護1 (618単位)						5時間以上6時間未満の場合 ＋20単位																						
			要介護2 (733単位)																												
			要介護3 (846単位)																												
			要介護4 (980単位)																												
			要介護5 (1,112単位)																												
		(6) 6時間以上7時間未満	要介護1 (710単位)						6時間以上7時間未満の場合 ＋24単位																						
			要介護2 (844単位)																												
			要介護3 (974単位)																												
			要介護4 (1,129単位)																												
			要介護5 (1,281単位)																												
		(7) 7時間以上8時間未満	要介護1 (757単位)					8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位	7時間以上の場合 ＋28単位																						
			要介護2 (897単位)																												
			要介護3 (1,039単位)																												
			要介護4 (1,206単位)																												
			要介護5 (1,369単位)																												
	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (366単位)	×70/100	×70/100	±3/100	1日につき＋30単位			±5／100	1日につき＋40単位	1日につき＋60単位	リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 問責日の属する月から6月以内 1月につき＋540単位 問責日の属する月から6月超 1月につき＋240単位 リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 問責日の属する月から6月以内 1月につき＋593単位 問責日の属する月から6月超 1月につき＋273単位	リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 問責日の属する月から6月以内 1月につき＋830単位 問責日の属する月から6月超 1月につき＋510単位 リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 問責日の属する月から6月以内 1月につき＋862単位 問責日の属する月から6月超 1月につき＋543単位	1日につき＋110単位	1日につき＋240単位（週2日を限度）	1月につき＋1,920単位	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき＋1,250単位	1日につき＋60単位	1月につき＋50単位	1回につき＋200単位（月2回を限度）	1回につき＋20単位（6月に1回を限度）	1回につき＋5単位（6月に1回を限度）	1回につき＋150単位（月2回を限度）	1回につき＋160単位（月2回を限度）	1日につき＋100単位	1日につき＋20単位	1月につき＋40単位	1日につき－94単位	片道につき－47単位
			要介護2 (395単位)																												
			要介護3 (426単位)																												
			要介護4 (455単位)																												
			要介護5 (487単位)																												
		(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (380単位)																												
			要介護2 (436単位)																												
			要介護3 (494単位)																												
			要介護4 (551単位)																												
			要介護5 (608単位)																												
		(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (483単位)						3時間以上4時間未満の場合 ＋12単位																						
			要介護2 (561単位)																												
			要介護3 (638単位)																												
			要介護4 (738単位)																												
			要介護5 (836単位)																												
		(4) 4時間以上5時間未満	要介護1 (549単位)						4時間以上5時間未満の場合 ＋16単位																						
			要介護2 (637単位)																												
			要介護3 (725単位)																												
			要介護4 (838単位)																												
			要介護5 (950単位)																												
		(5) 5時間以上6時間未満	要介護1 (618単位)						5時間以上6時間未満の場合 ＋20単位																						
			要介護2 (733単位)																												
			要介護3 (846単位)																												
			要介護4 (980単位)																												
			要介護5 (1,112単位)																												
		(6) 6時間以上7時間未満	要介護1 (710単位)						6時間以上7時間未満の場合 ＋24単位																						
			要介護2 (844単位)																												
			要介護3 (974単位)																												
			要介護4 (1,129単位)																												
			要介護5 (1,281単位)																												
		(7) 7時間以上8時間未満	要介護1 (757単位)					8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位	7時間以上の場合 ＋28単位																						
			要介護2 (897単位)																												
			要介護3 (1,039単位)																												
			要介護4 (1,206単位)																												
			要介護5 (1,369単位)																												

基本部分
所定単位数
居住費（滞在費）
食費
×70/100
医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員による
×70/100
夜勤職員配置加算
1日につき
+25単位
医療連携強化加算
1日につき
+5単位
療養環境改善加算
1日につき
+25単位
若年性認知症利用者受入加算
1日につき
+120単位
生活機能向上グループ活動加算
1日につき
+100単位
栄養管理体制加算
1日につき
+27単位
栄養マネジメント強化加算
1日につき
+11単位
口腔衛生管理体制加算
1日につき
+90単位
口腔衛生管理加算Ⅱ
1日につき
+110単位
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）
1日につき
+40単位
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）
1日につき
+60単位
サービス提供体制強化加算
1日につき
+18単位
サービス提供体制強化加算
1日につき
+6単位
介護職員等処遇改善加算
1日につき
+6/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算
1日につき
+23単位
介護職員等ベースアップ等支援加算
1日につき
+9単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）
1日につき
+59単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）
1日につき
+43単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）
1日につき
+23単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）
1日につき
+17単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）
1日につき
+12単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅵ）
1日につき
+8単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅶ）
1日につき
+6単位
中山間地域等における小規模事業所加算
+5/100
リハビリテーション提供体制加算
3時間以上6時間未満の場合 +12単位
4時間以上5時間未満の場合 +16単位
5時間以上6時間未満の場合 +20単位
6時間以上7時間未満の場合 +24単位
7時間以上の場合 +28単位
7時間以上8時間未満の場合
9時間以上10時間未満の場合 +10単位
10時間以上11時間未満の場合 +20単位
11時間以上12時間未満の場合 +25単位
12時間以上13時間未満の場合 +30単位
13時間以上14時間未満の場合 +35単位
14時間以上15時間未満の場合 +40単位
15時間以上16時間未満の場合 +45単位
16時間以上17時間未満の場合 +50単位
17時間以上18時間未満の場合 +55単位
18時間以上19時間未満の場合 +60単位
19時間以上20時間未満の場合 +65単位
20時間以上21時間未満の場合 +70単位
21時間以上22時間未満の場合 +75単位
22時間以上23時間未満の場合 +80単位
23時間以上24時間未満の場合 +85単位
24時間以上の場合 +90単位
1日につき
+25単位
1日につき
+5単位
1日につき
+5単位
1日につき
+25単位
1日につき
+5単位
1日につき
+25単位
1日につき
+5単位
1日につき
+25

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 理学療法士等体制強化加算	注 7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合	注 リハビリテーション提供体制加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助加算(Ⅱ)	注 リハビリテーションマネジメント加算(A)	リハビリテーションマネジメント加算(B)	注 短期集中個別リハビリテーション実施加算	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	注 生活行為向上リハビリテーション実施加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	注 口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能向上加算(Ⅱ)	注 重度療養管理加算	注 中重度者ケア体制加算	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
ハ 大規模の事業所(Ⅱ)の場合	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (353 単位)	×70/100	×70/100	±3/100	1日につき＋30単位			+5／100	1日につき＋40単位	1日につき＋60単位	リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 回数目の属する月から6月以内 1月につき＋560単位 回数目の属する月から6月超 1月につき＋240単位 リハビリテーションマネジメント加算(A)ハ 回数目の属する月から6月以内 1月につき＋593単位 回数目の属する月から6月超 1月につき＋273単位	リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 回数目の属する月から6月以内 1月につき＋830単位 回数目の属する月から6月超 1月につき＋510単位 リハビリテーションマネジメント加算(B)ハ 回数目の属する月から6月以内 1月につき＋860単位 回数目の属する月から6月超 1月につき＋543単位	1日につき＋110単位	1日につき＋240単位(週2日を限度)	1月につき＋1,920単位	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき＋1,250単位	1日につき＋60単位	1月につき＋50単位	1回につき＋200単位(月2回を限度)	1回につき＋20単位(月に1回を限度)	1回につき＋5単位(6月に1回を限度)	1回につき＋150単位(月2回を限度)	1回につき＋160単位(月2回を限度)	1日につき＋100単位	1日につき＋20単位	1月につき＋40単位	1日につき－94単位	片道につき－47単位
			要介護2 (384 単位)																										
			要介護3 (411 単位)																										
			要介護4 (441 単位)																										
			要介護5 (469 単位)																										
		(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (368 単位)																										
			要介護2 (423 単位)																										
			要介護3 (477 単位)																										
			要介護4 (531 単位)																										
			要介護5 (586 単位)																										
		(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (465 単位)						3時間以上4時間未満の場合 ＋12単位																				
			要介護2 (542 単位)																										
			要介護3 (616 単位)																										
			要介護4 (710 単位)																										
			要介護5 (806 単位)																										
		(4) 4時間以上5時間未満	要介護1 (520 単位)						4時間以上5時間未満の場合 ＋16単位																				
			要介護2 (606 単位)																										
			要介護3 (689 単位)																										
			要介護4 (796 単位)																										
			要介護5 (902 単位)																										
		(5) 5時間以上6時間未満	要介護1 (579 単位)						5時間以上6時間未満の場合 ＋20単位																				
			要介護2 (687 単位)																										
			要介護3 (793 単位)																										
			要介護4 (919 単位)																										
			要介護5 (1,043 単位)																										
		(6) 6時間以上7時間未満	要介護1 (670 単位)						6時間以上7時間未満の場合 ＋24単位																				
			要介護2 (797 単位)																										
			要介護3 (919 単位)																										
			要介護4 (1,066 単位)																										
			要介護5 (1,211 単位)																										
		(7) 7時間以上8時間未満	要介護1 (708 単位)					8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位	7時間以上の場合 ＋28単位																				
			要介護2 (841 単位)																										
			要介護3 (973 単位)																										
			要介護4 (1,129 単位)																										
			要介護5 (1,282 単位)																										
	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (353 単位)				1日につき＋30単位																						
			要介護2 (384 単位)																										
			要介護3 (411 単位)																										
			要介護4 (441 単位)																										
			要介護5 (469 単位)																										
		(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (368 単位)																										
			要介護2 (423 単位)																										
			要介護3 (477 単位)																										
			要介護4 (531 単位)																										
			要介護5 (586 単位)																										
		(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (465 単位)						3時間以上4時間未満の場合 ＋12単位																				
			要介護2 (542 単位)																										
			要介護3 (616 単位)																										
			要介護4 (710 単位)																										
			要介護5 (806 単位)																										
		(4) 4時間以上5時間未満	要介護1 (520 単位)						4時間以上5時間未満の場合 ＋16単位																				
			要介護2 (606 単位)																										
			要介護3 (689 単位)																										
			要介護4 (796 単位)																										
			要介護5 (902 単位)																										
		(5) 5時間以上6時間未満	要介護1 (579 単位)						5時間以上6時間未満の場合 ＋20単位																				
			要介護2 (687 単位)																										
			要介護3 (793 単位)																										
			要介護4 (919 単位)																										
			要介護5 (1,043 単位)																										
		(6) 6時間以上7時間未満	要介護1 (670 単位)						6時間以上7時間未満の場合 ＋24単位																				
			要介護2 (797 単位)																										
			要介護3 (919 単位)																										
			要介護4 (1,066 単位)																										
			要介護5 (1,211 単位)																										
		(7) 7時間以上8時間未満	要介護1 (708 単位)					8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位	7時間以上の場合 ＋28単位																				
			要介護2 (841 単位)																										
			要介護3 (973 単位)																										
			要介護4 (1,129 単位)																										
			要介護5 (1,282 単位)																										

ニ	移行支援加算	(1日につき 12単位を加算)
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1回につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1回につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1回につき 6単位を加算)
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき ＋所定単位×47／1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき ＋所定単位×34／1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき ＋所定単位×19／1000)
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき ＋(3)の90／100)
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき ＋(3)の80／100)
ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき ＋所定単位×20／1000)
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき ＋所定単位×17／1000)

注
所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

：「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ ロ又はハを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イの単位数を算入
※ 生活行為向上リハビリテーション実施加算及び生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算については、令和3年3月31日までに算定している場合、従前の単位数を算定する。
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については令和4年3月31日まで算定可能。
※ 令和3年9月30日までの間は、通所リハビリテーション費のイからハまでについて、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。